## 議会運営委員会視察研修報告書

視察地:総務省・埼玉県

視察先:総務省、埼玉県入間郡三芳町議会

実施日:令和6年1月18日(木)~1月19日(金)

旅 費: 952,620円(公費)

## 【視察目的】

1. 総務省

- ・令和4年、5年地方自治法改正について
- ・地方議会へのオンライン出席について
- 2. 埼玉県入間郡三芳町議会
  - ・議会改革の取組について
  - ・住民参画に関する取組について

## 【視察結果】

1. 令和4年、5年地方自治法改正について、総務省自治行政局行政課の堀課長補佐から説明を受けた。

令和4年の改正では、議員個人による地方公共団体に対する請負が金額の多寡にかかわらず禁止されており、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘があったことから、議員の請負禁止の範囲の明確化・緩和が行われ、議員個人による地方公共団体に対する請負は年間300万円の範囲内で可能とされた。これに伴い、地方議会では、議会運営の公正や事務執行の適正が損なわれないよう、請負状況の透明性を確保する取り組みが必要であるとの説明を受けた。

また、災害等で招集日を変更する場合について、招集告示後開会の日に議員の応 召が困難な場合には対応が法律上明確でなかったことから、告示後にやむを得ない 事由により会議を開くことが困難であると認めるときには、告示をした者(市長) は招集に係る開会の日を変更することが法分上明確化されたとの説明であった。

令和5年の改正では、国の諮問機関である地方制度調査会において、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応策に関する答申を受け、多様な層の住民が地方議会に参画できるよう、議会の役割及び議員の職務等を明確化し、請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など、地方議会に係る手続きについて一括してオンライン化が可能となるよう地方自治法が改正されたとの説明があった。

また、調査会の答申の中には、各議会において勤労者等の議会参画を可能とする 夜間休日の議会開催、女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画を可能とする ためのハラスメント相談窓口の設置や、会議規則における育児・介護の取扱いの明 確化、デジタル技術を活用した情報発信の充実を目指し、SNSの活用、タブレットの活用など様々な取組についての説明があった。

「地方議会へのオンライン出席」について総務省自治行政局行政課神谷課長補佐

から説明を受けた。

地方議会において、本会議は団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による意思表明が疑義の生じない形で行われる必要があることから、現に議場にいることが「出席」と解されている。一方委員会においては本会議の予備審査を行うものであり、委員会条例で定めることによりオンラインで出席することも可能であるとの説明であった。一般質問については会議規則で定めるところにより、欠席している議員がオンラインで行うことも差し支えないとの説明であった。

2. 埼玉県三芳町議会では、「議会改革の取組について」「住民参画に関する取組について」説明を受けた。

三芳町議会では平成 29 年 3 月に、住民とともに政策提言を実現する政策検討会議及び政策サポーター会議を設置した。政策検討会議のメンバーは、副議長、各委員会委員長 4 名、会派を考慮し選出された者、政策アドバイザーとして大学教授で構成している。政策サポーター会議については、淑徳大学教授をアドバイザーに招聘し、大学生や公募に応じた住民 10 名以内で構成し、政策提言を行うために協議を行っている。

また、住民の関心を高め、開かれた議会を目指して平成 20 年から9月に実施していた夜間議会、平成 21 年から3月に実施していた休日議会については、傍聴者が伸びなかったことや、会議や委員会の中継をYouTubeで開始したことから現在は行っていないとのことであった。

定例会案内チラシの作成・配布や議員報告会(ふれあい座談会)の開会など独自の取組をしており、それぞれ苦労もあるが継続しているとの説明であった。

## 【視察効果及び西予市での応用】

1. 議員の請負に関する規制緩和については、県内市議会において条例等の整備がされているところはなく、当市議会においても未策定の状況となっており、今後の課題としたい。透明性を確保するため議会運営委員会の場で協議し早急に進めていく必要があると考える。

夜間・休日議会については勤労者等の参画につながる効果が期待されるが、行政 職員の負担が増えること、傍聴者が増えるかどうかわからないなど、課題もあるこ とから慎重に判断すべきと考える。

デジタル技術の活用については、タブレット導入から8年を経過し、ペーパレス化も進み、議案資料のホームページ掲載等、情報公開も行えている。議場における電子採決も始めたところである。今後もSNS等活用してさらなる改革に取り組んでいきたい。

オンライン出席については西予市でも委員会における出席を可能としているが、通信が途切れた場合の対応や、オンライン出席する議員の状況把握など課題も山積しており、実現には至っていない段階である。災害時や感染症蔓延など不測の事態に備えて、今後も定期的な取組が必要であると考える。

2. 西予市では、市に対して政策提言を行うため、令和3年から各常任委員会所管事項について1年間のテーマを設定し調査研究を行っている。また、3班に分かれて

市民と議会との意見交換会も定期的に行っている。

三芳町議会における政策サポーター会議については、町内に大学があるというメリットを感じた。西予市議会での導入は難しいが、議会報告会のワークショップ形式導入など、既存の取組を発展させることで、市民の意見を取り込み広げていけると考える。

本会議や委員会の配信については、地元ケーブルテレビが録画配信している。昨今YouTubeでのライブ配信も増えているが、アカウント数が伸びないことや、 悪意のある拡散など課題も見受けられる。ここは慎重な判断が必要であると考える。

令和6年2月7日

議会運営委員会 委員長 中村 一雅 1. 総務省にて (RO6. 1.18)

~令和4年、5年地方自治法改正について~

~地方議会へのオンライン出席について~研修

【講師:総務省自治行政局行政課】





2. 埼玉県入間郡三芳町議会にて (R06.1.19)

~議会改革の取組について~

~住民参画に関する取組について~研修

【講師:三芳町議会】



